

介護老人保健施設第 12 号（平成 12 年 2 月 1 日）

介護老人保健施設こもれびが行う短期入所療養介護の運営規程を次のように定める。

介護老人保健施設こもれび短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第 1 条 介護老人保健施設こもれび（以下、「施設」という。）が行う指定居宅サービスに該当する短期療養介護（以下、「指定短期入所療養介護」という。）及び、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下、「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態及び要支援状態となった利用者に対し、居宅サービスを提供し、地域の保険医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（指定介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 章 職員の種類、員数及び職務の内容

（職種及び員数等）

第 3 条 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に当たる職員として、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）事業者としての当施設（以下、「事業所」という。）に医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士及び栄養士を置く。

2 事業所の指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に必要とされる各職員の員数は、この指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の利用者を入所者と見なした場合における当施設に必要な員数に含まれているものとする。

3 事業所を含む当施設の員数は、次に示す通りとする。

医 師・・・1 名以上（入所・短期入所・通所リハビリ・訪問リハビリ兼務）

薬 剤 師・・・0.34 名以上

看 介 護 職・・・34 名以上（うち常勤は 7 割以上で看護職員は概ね 2/7 人）

支援相談員・・・1 名以上

リハビリ職・・・2 名以上

管理栄養士・・・1 名以上

介護支援専門員・・・1 名以上（他職種と兼務可）

事 務 員・・・適当数

(組織及び職務の内容)

第4条 事業所の組織及び職務の内容は、別に定める介護老人保健施設こもれび運営規程の第3条から第9条までを準用する。

2 施設長は、原則として医師をもって充てる。

第3章 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護） の内容並びに利用料及びその他の費用の額

(対象者)

第5条 事業所は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、施設の療養室を提供する。

(指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の取扱方針)

第6条 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等その利用者の心身の状況等を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行う。指定介護予防短期療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業所職員は、指定短期入所療養介護サービス及び指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

5 事業所は、自ら提供する指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。

(虐待防止に関する事項)

第7条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の為の指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成）

第8条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの継続性に配慮して、職員間で協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画及び介護予防短期療養介護計画を作成する。

2 事業所は、短期入所療養介護計画及び介護予防短期療養介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容を説明する。

3 短期入所療養介護計画及び介護予防療養介護計画を作成するに当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（診療の方針）

第9条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによる。

（1）診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、適格な診療を基とし、療養上妥当適切に行う。

（2）診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることが出来るように適切な指導を行う。

（3）常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。

（4）検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

（5）厚生労働大臣が定めるもの以外の特殊な療法又は新しい療法は行わない。また、厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を施用し、又は処方しない。

（6）利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な処置を講じる。

（機能訓練）

第10条 事業所は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

（看護及び医学的管理下における介護）

第11条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術を持って行わなければならない。

2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行う。

3 事業所は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツは適切に取り替える。

- 5 事業所は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 事業所は、利用者に対し、利用者の負担により、施設の職員以外の者に看護及び介護を受けさせない。

（食事の提供）

第12条 利用者の食事は、利用者の身体の状態、及び嗜好を考慮したものとする。

2 利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、出来る限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

3 利用者の食事は、適時適温に努めなければならない。なお、喫食開始時刻の基準を次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------|
| （1）朝食 | 08：15 |
| （2）昼食 | 12：15 |
| （3）おやつ | 15：15 |
| （4）夕食 | 18：15 |

4 利用者の栄養状態の管理を行う。

（その他のサービスの提供）

第13条 事業所は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

（利用料の受領）

第14条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業所に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、第1項の居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせてはならない。

（その他の費用の徴収）

第15条 事業所は、前条第1項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の支払を受ける。

- （1）食費 1,900 円／1 日
- ・朝食 440 円 ・昼食 760 円 ・夕食 700 円

（但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日にお支払いただく上限となる。）

（2）滞在費

- ①従来型個室 1,830 円／1 日
- ②多床室 610 円／1 日

（但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日にお支払いただく上限となる。）

- (3) 特別な室料（個室） 2,750 円（税込）／1 日（但し、認知症専門棟を除く）
- (4) 理美容代 実費
- (5) 特殊な理美容 実費
- (6) 個室の電話使用料 通話料金のみ実費
- (7) 日用品費 100 円／1 日
- (8) 教養娯楽費 100 円／1 日
- (9) おやつ代 160 円（税込）／1 日
- (10) 個人用テレビ 165 円（税込）／1 日（レンタル料）
- (11) 電気代 110 円（税込）／1 日

（個人用電化製品の持ち込み時、但し、特別な室料が掛かる個室は除く）

2 事業所は、前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、予め、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

3 利用者は、暦月単位で施設が請求する利用料金等を、請求月の末日まで又は利用中止のうち早い時期にその都度事業所に支払う。

（利用料等の免除）

第 16 条 事業所は、利用者のうち生活困窮者については、別に定める療養費減免規程に基づき、利用料等の全部又は一部を免除する。

2 その他の日常生活に要する費用は、暦月単位で請求するものとし、退所時又は、当該月の翌月 10 日までに利用者に請求する。

第 4 章 通常の送迎の実施地域

（通常の送迎の実施地域）

第 17 条 事業所が行う通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 亀岡市全域
- (2) 南丹市八木町・園部町全域

2 第 17 条 1 項の地域であっても、台風・大雪等気象状況が悪しき場合、事業所の判断にて当日の営業を中止する場合がある。

第 5 章 事業所利用に当たっての留意事項

（保険証等の提示）

第 18 条 利用者は、利用に際し、医療保険証、老人保健法医療受給者証及び介護保険認定を証する書類等及び療養を継続するのに必要となる書類等を施設職員の求めにより提出しなければならない。

2 事業所は利用者が提出した第 1 項の書類について、当該書類に必要事項を記載し、当該書類から療養又は保険請求に係る必要事項を抽出転記し、又、利用者の同意を得て、その一部を施設で保管するほか、確認作業終了後直ちに利用者に返還するものとする。

(利用料免除の申請)

第19条 この規程の第15条で定められた利用料の免除又は一部免除を申請しようとする利用者は、定められた申請用紙に必要事項を記載の上、必要書類を添えて相談室職員に提出しなければならない。

2 利用料免除の申請は、自己申告によるものとし、原則として申請の日以前に遡及する減免の適用は認めない。

(日課の奨励)

第20条 利用者は、利用者に課せられた日課並びに療養に関する職員の指導及び安全に係る緊急措置について、事業所の定めるところに従い、共同生活の秩序を保つとともに利用者相互の親睦に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者のライフスタイル及び嗜好等は個々として尊重されるべきものであり、施設職員の強制、画一的な取扱いを容認するものではない。

(利用者の自己管理)

第21条 利用者は、自立した日常生活を目指すことから、利用中の日常生活、療養、衛生保持、健康保持等に関し、むやみに施設職員の介助に頼ることなく、自己で出来る範囲については極力自力で処理するように努めなければならない。

(利用中の禁止事項)

第22条 利用者は、施設内において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教、習慣、信条等により他人を攻撃、差別、特別な扱い等を自己又は他人に要求してはならない。
- (2) 喧嘩、口論、暴力行為等により他の利用者の療養及び日常生活を妨げてはならない。
- (3) テレビ・ラジオの視聴、唱歌、懇談等は、場所、時間、音量に配慮し、他の利用者の平穏を妨げてはならない。
- (4) 許可無く火気を用い、又は可燃性・爆発性の強い危険物等を施設内に持ち込んではいない。
- (5) 許可無く、又、許可された場所以外での喫煙はしてはならない。
- (6) 許可無く、又、許可された場所以外での飲酒はしてはならない。
- (7) 施設の物品を故意に又は施設職員の指導に反する使用方法により損害を与え、若しくは許可無く施設外へ持ち出してはならない。
- (8) 施設の物品、設備の使用に当たり、許可無く形状を変えたり、位置を移動させてはならない。
- (9) 他の利用者又はその家族に対し、金品の売買、貸借等の頼みごとをしてはならない。
- (10) 施設内の秩序、風紀、安全を乱し、衛生、整頓を害する行為をしてはならない。

(強制退所)

第23条 施設長は、入所利用者が前条の規程に違反し、再三の注意指導にもかかわらず改善の兆し無く、このまま放置することで他の入所者及び職員等の安全に悪影響をおよぼすと判断した場合、若しくは施設の運営に重大な支障が生ずると判断した場合は、利用者、その家族及び関係各機関等と調整の上転院又は退所させることができる。

(洗濯物の処理)

第24条 利用者の洗濯物は、原則として利用者本人又はその家族が施設内の設備を使用し、又は持ち帰る等して自らの責任において処理するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 非常災害に対する具体的計画の立案、非常災害に備えるための定期的な避難訓練、救出その他必要な訓練等の非常災害対策については、別に定める介護老人保健施設こもれば運営規程の第37条から第40条を準用する。

2 消防計画は、予防管理対策、自衛消防活動、防災教育及び訓練並びに地震・風水害対策等について定める。

(自然災害業務継続計画)

第26条 事業所は、自然災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービスを可能な限り継続し、且つ早期の施設継続運営を目的とする「自然災害業務継続計画」を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

第7章 その他事業所の運営に関する重要事項

(定員の厳守)

第27条 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）の利用者を介護老人保健施設の入所者とみなした場合において施設の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数に対して、同時に指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）を行わない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合を除くものとする。

2 第1項の施設の入所定員は、別に定める介護老人保健施設こもれば運営規程第11条第1項で定めた員数とする。

(提供拒否の禁止)

第28条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第29条 事業所は、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）の事業として通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者（指定介護予防短期療養介護事業者）等の紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第30条 事業所は、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）のサービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第31条 事業者は、サービスの提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（心身状況等の把握）

第32条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第33条 事業所は、サービスの提供に際し、利用申込者が居宅介護サービス費の法定代理受領要件に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）の提供を法定代理受領サービスとして受けることが出来る旨を説明すること、及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第34条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第35条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

（サービスの提供の記録）

第36条 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供した際には、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供日及び内容、居宅サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第37条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(感染症業務継続計画)

第39条 事業所は、事業所内において感染症及び新興感染症が発生した場合において、サービスの提供を継続するために事業所の実施すべき事項を定めるとともに、事前対策・感染防止の為の行動基準・実施事項等を定めた「感染症業務継続計画」を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(掲 示)

第40条 事業所は、事業所玄関、療養棟の入り口付近等の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体系、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したファイルを備え付けることで掲示に代えることに加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう施設のホームページに掲載・公表する。

(秘密の保持等)

第41条 事業所の職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 事業所は、元職員であった者が、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他人に漏らさないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得ておく。

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第42条 事業所は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者との間で、利用者の紹介等の件で利益の供与、收受してはならない。

(苦情処理)

第43条 事業所は、利用者からの苦情を迅速、且つ適切に処理するために、支援相談室に苦情受付窓口を設置するとともに、利用者意見箱を見やすい場所に設ける。

介護老人施設こもればき苦情相談窓口は下表の通りとする。

名称	介護老人保健施設こもれび 相談室 支援相談員係
所在地	〒621-0046 京都府亀岡市千代川町北ノ庄向条 24 番地
電話番号	0771-29-1121
F A X 番号	0771-29-1122
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前 8 時 15 分～午後 5 時 00 分

2 事業所は、市町村の指示による文書回答や物件の提出に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導助言を受けた場合は、当該指導助言に従い必要な改善を行う。

市町村苦情相談窓口は下表の通りとする。

名称	亀岡市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	南丹市役所 高齢福祉課 介護保険係・介護認定係
所在地	〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地	〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地
電話番号	0771-25-5182	0771-68-0006
F A X 番号	0771-24-3070	0771-68-1166
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 12 時 00 分 午後 1 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日は除く)	午前 8 時 30 分～午後 12 時 00 分 午後 1 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日は除く)

3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、当該指導助言に従い必要な改善を行う。

国民健康保険団体連合会苦情相談窓口は下表の通りとする。

名称	京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当
所在地	〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 602 番地 COCON 烏丸
電話番号	075-354-9090
F A X 番号	075-354-9055
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 12 時 00 分 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分 (土・日・祝日は除く)

(事故発生時の対応)

第 4 4 条 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第45条 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業の会計と他の会計を区分する。

(記録の整備)

第46条 事業所は、人事記録、施設及び構造設備の記録並びに会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する事業サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年の間保存する。

(管理者の職務)

第47条 管理者は、職員の管理、短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、職員に諸規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第48条 事業所は、利用者に対し、適切な施設サービスが提供できるよう、予め組織図、編成表、職務分担表及び勤務表を作成して、職員の勤務の体制を定めておく。

2 事業所は、看護、食事介助、入浴介助、排泄介助等の利用者の処遇に直接影響を及ぼす業務については、自らの事業所の職員によって施設サービスを提供する。

3 事業所は、職員の質の向上のために、その研修の機会を確保し、職員は積極的にその研修に参加しなければならない。

(衛生管理)

第49条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、施設内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第50条 事業所は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期療養介護）の提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、関係職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を文書で得る。

(指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期療養介護の開始及び終了)

第51条 事業所は、利用者に心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一般的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよ

う必要な援助に努める。

(地域との連携等)

第52条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

附 則

この規程は、令和08年08月01日から施行する。

平成13年09月01日	一部改定	平成28年04月01日	一部改定
平成15年04月01日	一部改定	平成28年05月01日	一部改定
平成16年04月01日	一部改定	平成29年02月01日	一部改定
平成17年04月01日	一部改定	平成29年04月01日	一部改定
平成17年10月01日	一部改定	平成30年04月01日	一部改定
平成18年04月01日	一部改定	平成31年04月01日	一部改定
平成19年04月01日	一部改定	令和01年10月01日	一部改定
平成20年04月01日	一部改定	令和02年04月01日	一部改定
平成21年04月01日	一部改定	令和03年04月01日	一部改定
平成22年04月01日	一部改定	令和05年04月01日	一部改定
平成23年04月01日	一部改定	令和06年04月01日	一部改定
平成24年04月01日	一部改定	令和07年04月01日	一部改定
平成25年04月01日	一部改定	令和07年07月01日	一部改定
平成26年04月01日	一部改定	令和08年04月01日	一部改定
平成27年04月01日	一部改定	令和08年08月01日	一部改定
平成27年08月01日	一部改定		